

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

公 告

- 特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……
- ……(生活文化局都民生活部管理法人課)……
- 再開発等促進区を定める地区計画の原案(四件)……
- ……(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……
- 開発行為に関する工事を完了……
- ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……

公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新
について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十一
条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、
同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特
定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十
年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定によ
り、次のとおり公告する。

令和三年十月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人カンボジアの健康及び教育と地域
を支援する会

二 代表者の氏名

永井 厚

三 主たる事務所の所在地

新宿区四谷四丁目三番二十九号 伸治ビル

四 更新された認定の有効期間

令和二年十二月二十八日から令和七年十二月二十七日
まで

一 名称

特定非営利活動法人アジア・コミュニティ・センター

二 代表者の氏名

伊藤 道雄

三 主たる事務所の所在地

文京区本駒込二丁目十二番十三号 アジア文化会館内

四 更新された認定の有効期間

令和三年三月二日から令和八年三月一日まで

一 名称

特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター

二 代表者の氏名

竹村 浩、小林 純子

三 主たる事務所の所在地

新宿区天神町十四番 神楽坂藤井ビル五階

四 更新された認定の有効期間

令和三年二月二十五日から令和八年二月二十四日まで

一 名称

特定非営利活動法人樹恩ネットワーク

二 代表者の氏名

生源寺 眞一

三 主たる事務所の所在地

杉並区和田三丁目三十番二十二号

四 更新された認定の有効期間

令和三年五月三十日から令和八年五月二十九日まで

一 名称

特定非営利活動法人全国盲導犬施設連合会

二 代表者の氏名

井上 幸彦

三 主たる事務所の所在地

新宿区住吉町五番一号 吉村ビル二階

四 更新された認定の有効期間

令和三年四月二十八日から令和八年四月二十七日まで

再開発等促進区を定める地区計画の原案につ
いて

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手
続に関する条例(平成元年東京都条例第三十六号。以下
「条例」という。)第二条の規定により、再開発等促進区
を定める地区計画の決定の原案を次のように公告し、縦覧
に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の
土地の所有者及び都市計画法施行令(昭和四十四年政令第

百五十八号) 第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知事に対して意見書を提出することができる。

令和三年十月六日

東京都知事 小池百合子

一 名称 武蔵小山賑わい軸地区地区計画

二 位置 決定する区域

品川区小山三丁目地内

三 区域 別図のとおり

四 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部

都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び品川区役所

五 縦覧期間 公告の日の翌日から起算して二週間

六 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号

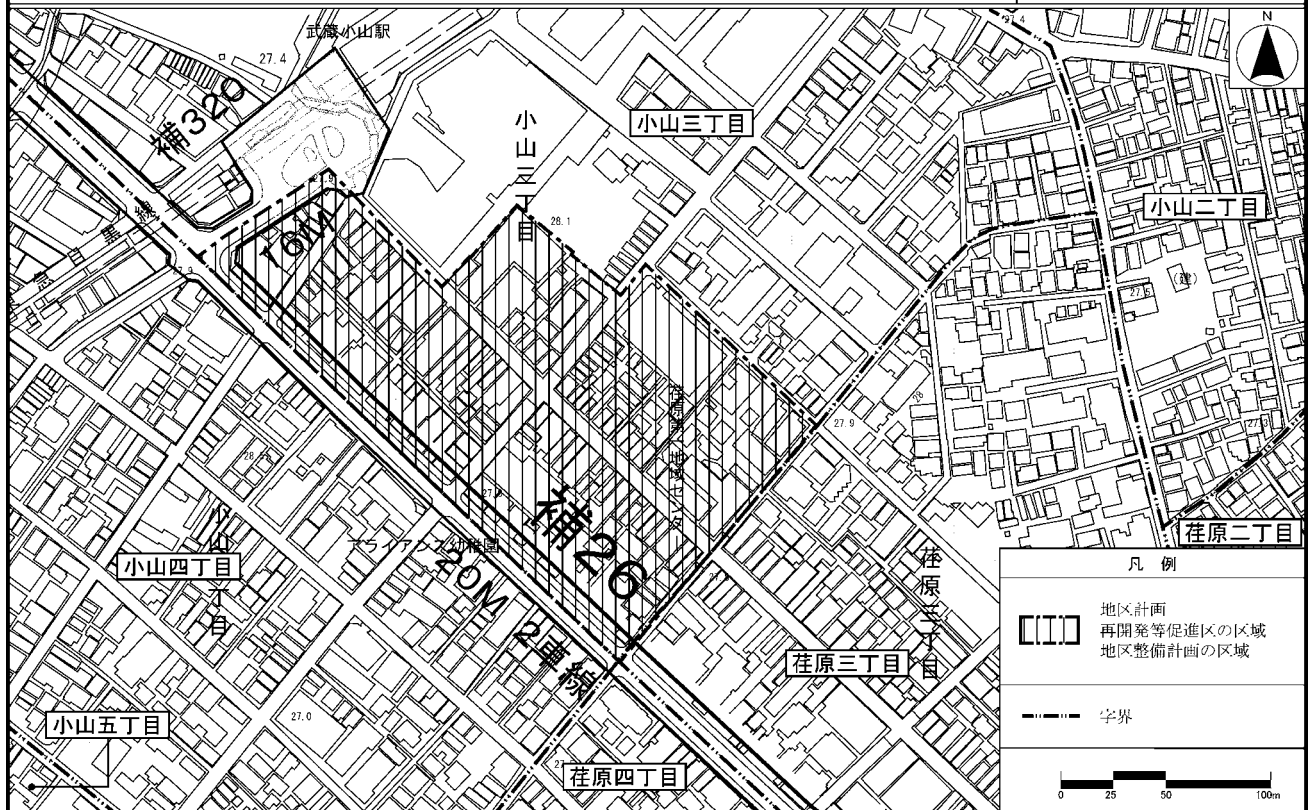
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

別図

東京都市計画地区計画

武蔵小山賑わい軸地区地区計画 区域図

[東京都決定]



この地図は、国土地理院長の承認(平24開公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(3都市基交第420号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号)3都市基街都第141号、令和3年7月21日

再開発等促進区を定める地区計画の原案について

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成元年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。）第二条の規定により、再開発等促進区を定める地区計画の変更の原案を次のように公告し、縦覧に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知事に対して意見書を提出することができる。

令和三年十月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 晴海地区地区計画

二 位置 変更する部分

中央区晴海一丁目、晴海二丁目、晴海三丁目、晴海四丁目及び晴海五丁目各区内

三 区域 別図のとおり

四 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び中央区役所

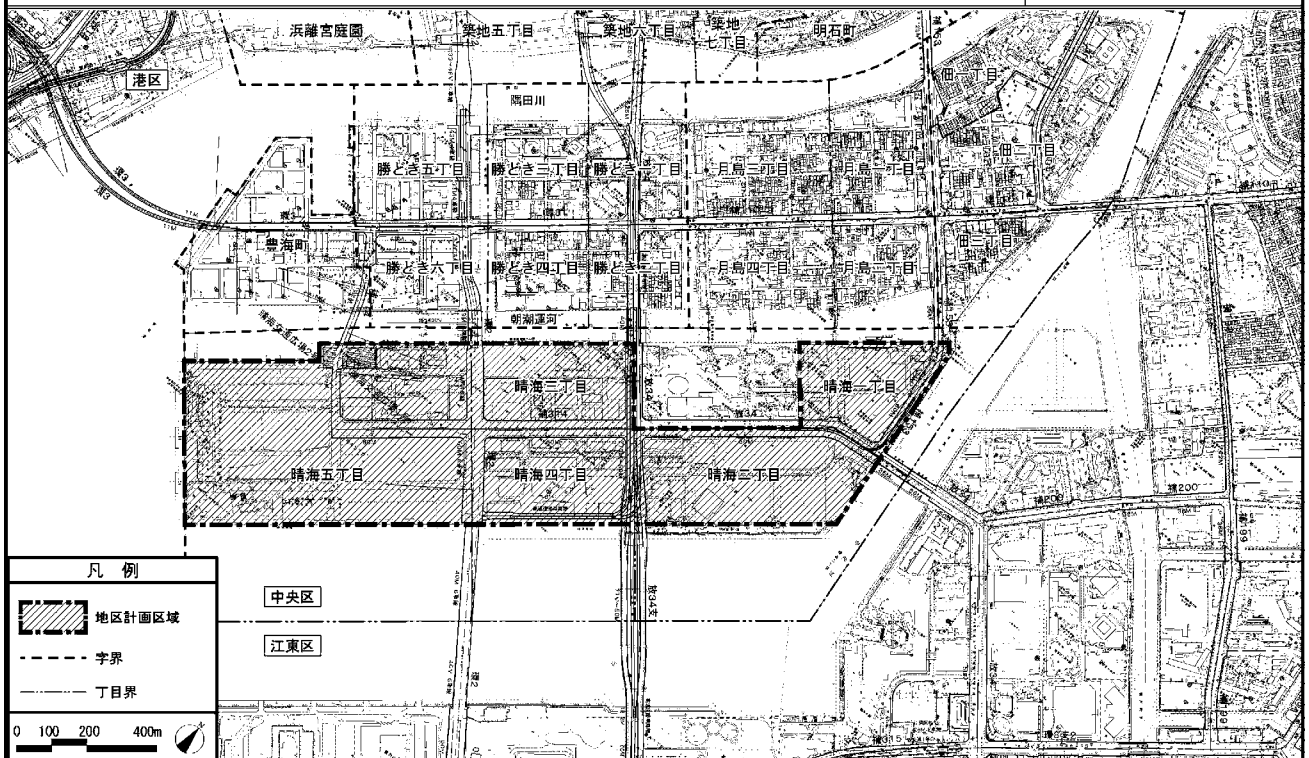
五 縦覧期間 公告の日の翌日から起算して二週間

六 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課

別図

東京都市計画地区計画 晴海地区地区計画

区域図



この地図は、国土地理院院長の承認（平24国公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（3都市基交 第354号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。（承認番号）3都市基街都第112号、令和3年6月30日

再開発等促進区を定める地区計画の原案について

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例(平成元年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。)第二条の規定により、再開発等促進区を定める地区計画の変更の原案を次のように公告し、縦覧に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知事に対して意見書を提出することができる。

令和三年十月六日

東京都知事 小池百合子

一 名称 神宮外苑地区地区計画

二 位置 追加する部分

港区北青山二丁目地内
変更する部分

港区北青山一丁目、北青山二丁目、
新宿区霞ヶ丘町、大京町、南元町、
渋谷区千駄ヶ谷一丁目、千駄ヶ谷
二丁目及び神宮前二丁目各地方内

別図のとおり

三 区域

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)並びに港区役所、新宿区
役所及び渋谷区役所

四 縦覧場所

五 縦覧期間

公告の日の翌日から起算して二週間
新宿区西新宿二丁目八番一号

六 意見書の提出先

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

別図

東京都市計画地区計画
神宮外苑地区地区計画

区域図

[東京都決定]



この地図は、国土地理院長の承認（平24開公第269号）を得て作成した東京都地形図（S-1:2,500）を使用（3都市基安第532号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。（承認番号）3都市基街都第191号、令和3年9月14日

再開発等促進区を定める地区計画の原案について

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成元年東京都条例第三十六号。以下「条例」という。）第二条の規定により、再開発等促進区を定める地区計画の変更の原案を次のように公告し、縦覧に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の土地の所有者及び都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第十条の四に規定する利害関係を有する者は、縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知事に対して意見書を提出することができる。

令和三年十月六日

東京都知事 小池 百合子

愛宕地区地区計画

変更する部分

港区愛宕一丁目、愛宕二丁目及び虎ノ門三丁目各区内

別図のとおり

東京都都市整備局都市づくり政策部

都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び港区役所

公告の日の翌日から起算して二週間

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

六 意見書の提出先

五 縦覧期間

四 縦覧場所

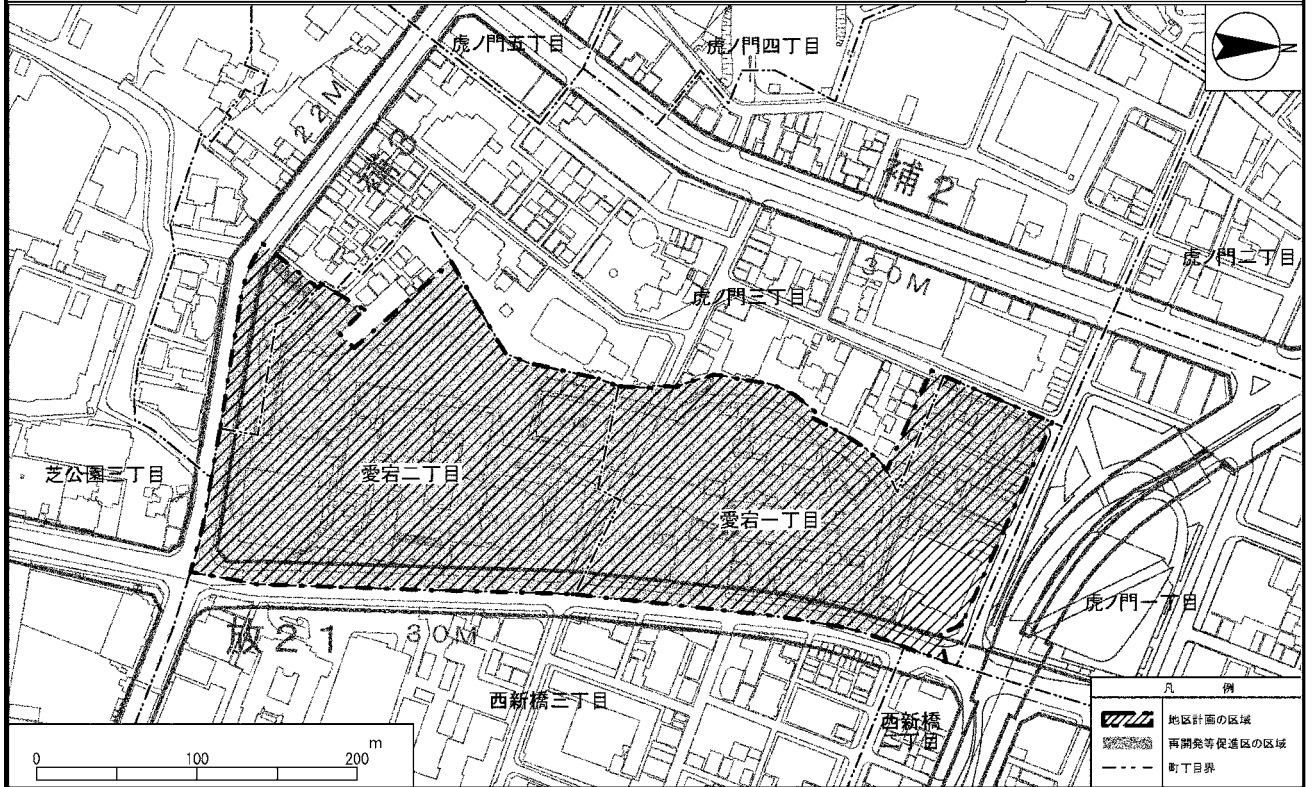
三 区域

二 位置

一 名称

別図

東京都市計画地区計画
愛宕地区地区計画 区域図



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 2都市基交第76号、2都市基交測第39号 (承認番号) 2都市基街都第223号、令和2年11月5日

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価

一冊
 三〇円
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001



開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
 完了した。

令和三年十月六日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
 含まれる地域の名称
 許可を受けた者の
 住所及び氏名

多摩市桜ヶ丘二丁目四番九及 杉並区和泉二丁目十一番四
 び同番十一号

フエントン・シヨーン・ジ
 ヨセフ